



### 公図交付業務の一時中止

公図の修正作業に伴い、公図交付業務を一時中止します。修正作業は、土地の分筆等の異動を公図に反映させるために毎年行っているものです。

※お急ぎの方は、水戸地方法務局にて交付申請をしてください。(平成19年9月18日から、七会地区についても水戸地方法務局の取り扱いに変更になりました)

**問合せ** 税務課(内線121)  
029-288-3111

### 住宅・土地統計調査

総務省統計局では、本年10月1日現在で、住宅・土地統計を行います。

調査に先立ち、県知事が任命した指導員が、住宅の数などの状況を確認します。ご協力をお願いします。

**問合せ** 企画財政課(内線232)  
029-288-3111  
県企画部統計課人口労働G  
029-301-2649  
総務省統計局  
<http://www.stat.go.jp/>

### 公民館合同ステージ発表会

公民館講座で学んできた成果を、皆さんにご覧頂く場です。ぜひご来場ください。

**日時** 2月24日(日)  
午前9時～12時30分

**場所** コミュニティセンター城里  
**出演団体** 町内各公民館講座及び公民館講座終了後の自主運営団体

**発表内容** 歌・踊り・楽器演奏・その他

**入場料** 無料

**問合せ** 常北公民館  
029-288-5575  
桂公民館  
029-289-2220  
七会公民館  
0296-88-3210



昨年度の発表会の様子

### スケート教室(小学生対象)

初めての方でも、指導員による講習会を予定しています。ぜひご参加ください。

**期日** 3月2日(日)

**場所** 笠松運動公園アイススケート場(ひたちなか市)

**対象** 町内在住の小学生

**参加費** 1人1500円

**募集人数** 120人(先着順)

**申込開始** 2月19日(火)から

**申込み先・問合せ**

教育委員会事務局  
029-288-3135

### 介護予防講演会・シンポジウムを開催します

**日時** 3月13日(木)  
午後1時～4時

**場所** コミュニティセンター城里  
**内容** 「介護予防は高齢者が主役」私たちにできる、今日からできる介護予防

「大田仁史先生の講演会とシンポジウム」

**参加費** 無料

※送迎バスもあります

(常北地区2台・桂地区2台・七会地区1台)

**問合せ** 町社会福祉協議会  
029-288-7013

### イノシシ対策講演会

**日時** 2月22日(金)  
午後1時30分～3時

**場所** 常陸大宮市文化センター  
ターロゼホール

**講演** 「イノシシと人間が生きる道」～イノシシのこともっと知ろう！～

**入場料** 無料

**主催** 茨城栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会

**問合せ**

常陸大宮市経済部農林課  
0295-52-1111

### 2月は政府の呼びかけによる省エネルギー月間です

**省エネ3つのポイント**

①設定温度はひかえめに  
冬の室温設定は、20℃を目安にしましょう。

②スイッチはOFF  
見ていないテレビや照明は、こまめに切りましょう。

③待機電力のカット  
就寝中や外出時は、プラグを抜きましょう。

**問合せ** (財)関東電気保安協会  
<http://www.kdh.or.jp>



広告

「いばらき女性特派員」「県政モニター」を募集します

●いばらき女性特派員

活動内容 ①県の主要事業や施設等を取材し、県広報紙「ひばり」へ掲載する原稿を作成（特集記事2回、コラム2回）②会議等へ出席

応募資格 県内在住の20歳以上の女性、公務員や議会の議員でない方、取材先の取材でき、自分で取材先に移動できる方

任期 平成20年4月～21年3月までの1年間

募集人員 4人

謝礼 年間謝礼12万円

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し「応募の理由」と「地域の話題」（各400字程度）を添付し、郵送・FAX・Eメール

(koho3@prefibaraki.jp)で送付してください

締切り 2月29日(金)

問合せ 県広報広聴課

☎029-301-2128

●県政モニター

活動内容 ①県政について自

由な意見や提案を通信用紙やメールにより提出

②アンケート調査への協力

③モニター会議（年2回）・施

設見学会（年1回）へ出席

応募資格 県内在住の20歳以上の方、常勤の公務員、議会の議員でない方、国・市町村のモニター及びインターネットモニターと兼務にならない方、過去5年間に県政モニターを経験していない方

任期 平成20年委嘱の日～22年3月までの2年間

募集人員 50人

謝礼 なし（会議等出席の交通費相当額は県で負担）

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送・FAX・Eメール

(koho2@prefibaraki.jp)・電子申請で応募してください

締切り 2月29日(金)

問合せ 県広報広聴課

☎029-301-2123  
県北地方総合事務所県民生活課  
☎029-225-2490

応募先 県広報広聴課

(〒310-8555 水戸市笠原町978-6)

FAX 029-301-2168

※応募用紙は、県のホームページからもダウンロードできます

総務省電気通信サービスモニター募集

活動内容 ①アンケート調査（年2回）②会議への出席（年1回、別途出席をお願いする方）

応募資格 電話、インターネット等の電気通信サービスに関心のある20歳以上の方

任期 平成20年4月～21年3月までの1年間

謝礼 なし（郵便番号、住所、電話番号、氏名、フリガナ、性別、年齢、職業、応募の動機、メールアドレス（任意）を記入し、はがき・FAX・Eメールで応募

締切り 2月25日(月)

申込先・問合せ 総務省関東総合通信局電気通信事業課

(〒102-8795 千代田区九段南1-2-1)

☎03-6238-1676

FAX 03-6238-1698

HP monitor-kanto@rbt.soumu.go.jp

自衛隊の隊員を募集

●2等陸・海・空士

受験資格 18歳以上27歳未満の男子（学歴不問）

受付期間 随時募集

入隊時期 平成20年3月下旬

●予備自衛官補

所定の訓練を受けた後、予備自衛官（非常勤）となります。

受験資格 【一般】18歳以上34歳未満の方【技能】18歳以上で国家免許資格等を有する方

受付期間 4月初旬まで

入隊時期 教育訓練開始時期

問合せ 町民課(内線114)

☎029-288-3111  
自衛隊茨城地方協力本部  
水戸募集案内所  
☎029-226-9294  
http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/

虎塚古墳春季一般公開

国指定史跡虎塚古墳の彩色壁画の一般公開を行います。

古墳時代に描かれた貴重な壁画です。ぜひご覧ください。

日時 3月27日～30日

4月3日～6日

午前9時～12時30分・午後1時30分～4時30分まで

観覧料 大人150円（30人以上の団体120円）、小中学生80円（団体60円）

問合せ ひたちなか市文化課

☎029-273-0111

虎塚古墳（公開中のみ）

☎029-273-3663

広告

# こんなときは**14日以内**に届け出を！ **知**っておきたい

## ●国保に加入するのはこんなとき

	手続きが必要なもの
他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、印かん
職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印かん
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

## ●国保を脱退するのはこんなとき

	手続きが必要なもの
他市町村に転出するとき	保険証、印かん
職場の健康保険に加入したとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印かん
家族の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
外国籍の人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書

## ●こんなときも届け出が必要です

	手続きが必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
修学のため、他の市町村に住所を移したとき	保険証、在学(園)証明書、印かん
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証、運転免許証など)、印かん

## 国保の ポイント

国保(国民健康保険)は、いざというときの病气やケガに備えて加入者が保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、脱退するとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出を出してください。

# 国保の届け出、おすみですか？

### 加入の届け出

が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、**その間の医療費は全額自己負担となります。**

●1月に資格が発生して、届け出を7月に行った場合



1月までさかのぼって保険税を納めることになります。

### 脱退の届け出

が遅れると…

- 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう人がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。
- 新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険税を二重に納めてしまうことがあります。



問合せ 保険課 国民健康保険係 ☎029-288-3111(内線372)